

総務省再々検討要請

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	9.その他	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の分類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の分類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
040010	国立大学教員の給与減額を伴わない勤務時間短縮の容認	B-D-3		国立大学法人法の成立により、平成16年度から国立大学教員等は国家公務員ではなくなるため、勤務時間法の適用対象外となる。										2242010	東京都(13000)、神奈川県(14000)、横浜市(14100)、川崎市(14130)	東京湾岸地域における経済特区	国立大学教員等の週40時間勤務に縛られない短時間勤務制の容認
040020	国立大学教員等への裁量労働制の容認	C		「規制改革推進3か年計画(再改定)」(平成15年3月28日閣議決定)において、「最も裁量性の高い職種と考えられる大学教員について、労働時間規制の在り方を早急に検討する。【平成15年度中に検討】」とされていることから、現在、文部科学省及び厚生労働省において、全国規模で検討が行われているところであり、総務省としては検討の結果を受け必要に応じて対応したい。	国立大学法人法の成立により、平成16年度から国立大学教員等は国家公務員ではなくなるため、勤務時間法の適用対象外となる。								2242020	東京都(13000)、神奈川県(14000)、横浜市(14100)、川崎市(14130)	東京湾岸地域における経済特区	国立大学教員等による裁量労働制の容認	
040110	電子申請における様式のレイアウトの自由化の容認	E	-	電子申請における様式は、法令上の申請必要事項が記載されるものとなっていれば、書面申請における様式と同一である必要はなく、申請を受ける行政機関において、使用する電子申請受付システム等を助案して定めればよいものである。	行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)第3条第2項の「みなし規定」は、同条第1項の規定に基づき申請等を電子的手続により行った場合に、当該電子的手続により行われた申請等を書面等により行われたものとみなすものであり、仮に、電子申請における様式(法令上必要な事項が記載されることとなっているもの)が書面申請における様式と異なっても、「みなし」の法的効果に影響を与えない。								2108010	岡山県(33000)	電子申請特区	電子申請における様式のレイアウトの自由化	
040210	自治法上の住民概念の拡大	D-1		個々の条例により住民以外の者に対して権利義務を設定することは法令に違反しない限り可能である。										2232030	千代田区(13101)	地方自治規制改革特区	自治法上の住民概念の拡大

総務省再々検討要請

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	9.その他	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の分類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の分類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
040220	市町村長の必置規定の廃止	C		本件提案の内容は、首長と議会の二元代表制という地方自治制度の基本構造のあり方に関わり、憲法解釈上の疑義も存することから、幅広い見地から議論を必要とする問題である。		できる限り早急に具体的に検討し、回答されたい。	C		本件提案の内容は、首長と議会の二元代表制という地方自治制度の基本構造のあり方に関わり、憲法解釈上の疑義も存することから、幅広い見地から議論を必要とする問題であることから、特区では対応できない。	特区では対応できないのであれば、全国で対応するのが、スケジュールと検討課題について示されたい。			本件提案の内容は、憲法解釈上の疑義も存することから、幅広い見地から一般制度として議論を必要とする問題であるので、今後のスケジュール及び検討課題について示すことはできない。	2215030	志木市(11228)	地方自治解放特区	市町村長の廃止
040230	教育委員会の必置規定の廃止	C		現行地方自治制度は、教育委員会の必置制を前提として、長・委員会・委員それぞれの権限配分や相互関係等を規定しており、教育委員会を任意設置とすることは、教育行政のあり方・地方自治制度全般をめぐる議論の中で検討されるべき課題である。		できる限り早急に具体的に検討し、回答されたい。	C		現行地方自治制度は、教育委員会の必置制を前提として、長・委員会・委員それぞれの権限配分や相互関係等を規定しており、教育委員会を任意設置とすることは、教育行政のあり方・地方自治制度全般をめぐる議論の中で検討されるべき課題であるから、特区では対応できない。	特区では対応できないのであれば、全国で対応するのが、スケジュールと検討課題について示されたい。			教育委員会を任意設置とすることは、教育行政のあり方・地方自治制度全般をめぐる議論の中で、幅広い見地から一般制度として検討されるべき課題であり、今後のスケジュール及び検討課題について示すことはできない。	2215040	志木市(11228)	地方自治解放特区	教育委員会の廃止
040240	教育委員会の設置の弾力化	C		現行地方自治制度は、教育委員会の必置制を前提として、長・委員会・委員それぞれの権限配分や相互関係等を規定しており、教育委員会を任意設置とすることは、教育行政のあり方・地方自治制度全般をめぐる議論の中で検討されるべき課題である。		できる限り早急に具体的に検討し、回答されたい。	C		現行地方自治制度は、教育委員会の必置制を前提として、長・委員会・委員それぞれの権限配分や相互関係等を規定しており、教育委員会を任意設置とすることは、教育行政のあり方・地方自治制度全般をめぐる議論の中で検討されるべき課題であるから、特区では対応できない。	特区では対応できないのであれば、全国で対応するのが、スケジュールと検討課題について示されたい。			教育委員会を任意設置とすることは、教育行政のあり方・地方自治制度全般をめぐる議論の中で、幅広い見地から一般制度として検討されるべき課題であり、今後のスケジュール及び検討課題について示すことはできない。	2232020	千代田区(13101)	地方自治規制改革特区	教育委員会の設置の弾力化
040250	農業委員会の必置規定の廃止	B		農業委員会については、「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」にしたがって作業を進め、さらに地方の自主性の拡大の観点に立って必置規制を見直すこととする。		対応時期及び内容を明確にされたい。	B		農業委員会については、必置基準面積を大幅に引き上げるとともに、選挙の法定下限定数を引き下げる方向で次期通常国会に法律改正案を提出する予定とされており、農業委員会の必置規制の廃止についてもあわせて検討をすすめる。				2215050	志木市(11228)	地方自治解放特区	農業委員会の廃止	

総務省再々検討要請

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	9.その他	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の分類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の分類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
040260	市における助役の収入役事務兼掌の容認	A		<p>地方自治法において、市町村に収入役を置くこととされているのは、収支に関して命令機関と執行機関とを分離して事務処理の公正を確保するためであり、市については、その権能、規模から、なお特別職として収入役を必置すべきものと考えられているところ。法の趣旨は、会計事務の規模が小さい町村にあっては収入役を置かずとも公正な事務処理が確保されるというところにあるものと解されるが、財務規定の適用が市と町村においてはほとんど差異がないことから言えば、規模の小さい市(おおむね人口10万人以下の市)で、かつ、収入役を置かなくとも適正に会計事務を処理することができると思われる場合には、助役に収入役の事務を兼掌させることができることとする。</p> <p>なお、一般制度としても、収入役の意義と役割を改めて見直し、必置規制を撤廃することに具体的な支障があるか否かについて検討を進める。</p>							A B		<p>地方自治法において、市町村に収入役を置くこととされているのは、収支に関して命令機関と執行機関とを分離して事務処理の公正を確保するためであり、市については、その権能、規模から、なお特別職として収入役を必置すべきものと考えられているところ。法の趣旨は、会計事務の規模が小さい町村にあっては収入役を置かずとも公正な事務処理が確保されるというところにあるものと解されるが、財務規定の適用が市と町村においてはほとんど差異がないことから、規模の小さい市の収入役の必置規制を見直し、助役が収入役事務を兼掌することが可能となるよう措置する。</p>	2215010	志木市(11228)	地方自治解放特区	市役所機能の効率化(助役の兼業化)
040260	市における助役の収入役事務兼掌の容認	A		<p>地方自治法において、市町村に収入役を置くこととされているのは、収支に関して命令機関と執行機関とを分離して事務処理の公正を確保するためであり、市については、その権能、規模から、なお特別職として収入役を必置すべきものと考えられているところ。法の趣旨は、会計事務の規模が小さい町村にあっては収入役を置かずとも公正な事務処理が確保されるというところにあるものと解されるが、財務規定の適用が市と町村においてはほとんど差異がないことから言えば、規模の小さい市(おおむね人口10万人以下の市)で、かつ、収入役を置かなくとも適正に会計事務を処理することができると思われる場合には、助役に収入役の事務を兼掌させることができることとする。</p> <p>なお、一般制度としても、収入役の意義と役割を改めて見直し、必置規制を撤廃することに具体的な支障があるか否かについて検討を進める。</p>						A B		<p>地方自治法において、市町村に収入役を置くこととされているのは、収支に関して命令機関と執行機関とを分離して事務処理の公正を確保するためであり、市については、その権能、規模から、なお特別職として収入役を必置すべきものと考えられているところ。法の趣旨は、会計事務の規模が小さい町村にあっては収入役を置かずとも公正な事務処理が確保されるというところにあるものと解されるが、財務規定の適用が市と町村においてはほとんど差異がないことから、規模の小さい市の収入役の必置規制を見直し、助役が収入役事務を兼掌することが可能となるよう措置する。</p>	2132010	大阪狭山市(27231)	収入役必置規制緩和特区	収入役の必置規制の緩和	
040270	市町村の組織規定の弾力化	E		<p>平成15年6月13日に地方自治法の一部を改正する法律が公布されたところであるが、今般の改正により、地方自治法第158条第7項の規定は削除されたところである。</p>										2215090	志木市(11228)	地方自治解放特区	政策的な組織権の強化
040280	基本構想策定義務の廃止	C		<p>地方自治法以外の各種の地域振興立法等において、それぞれの分野ごとに市町村計画等の策定が義務付けられている中、市町村が基礎的自治体として主体的かつ総合的・統一的に対応していくために、各種の計画の基本となるべきものとして地方自治法に基づく基本構想を策定することとされている。</p> <p>基本構想の内容や表現方法については、市町村の自主的な判断によるものとされており、地域の実情に応じた対応が可能である。また、基本構想と現実との遊離が著しく大きくなる等の理由がある場合には、すみやかに基本構想を改訂すべきものとされており、社会経済情勢に柔軟に対応することが可能である。したがって、現状においても、当該提案の趣旨を十分に達成することができると思われる。</p>		<p>都道府県には基本構想の策定義務がなく、市町村についてのみ策定及び議会の議決が義務付けられているが、市町村についても都道府県と同様に自主的な判断で行えばよいのではないかと、貴省の回答では、「基本構想の内容や表現方法については、市町村の自主的な判断による」とのことだが、それならば、あえて義務付けまでは必要ないのではないかと、以上の点を踏まえ、再度検討し、回答された。</p>	C		<p>基礎的自治体である市町村が、地方自治法に基づく基本構想を策定することにより、地方自治法以外の他の法律に基づいて義務付けられている各種計画に関して、主体的かつ総合的・統一的に対応することが可能となる。</p> <p>(例)老人福祉法(市町村老人福祉計画)第二十条の八、市町村は、地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二条第四項の基本構想に即して、老人居宅生活支援事業及び老人福祉施設による事業(以下「老人福祉事業」という。)の供給体制の確保に関する計画(以下「市町村老人福祉計画」という。)を定めるものとする。</p> <p>基本構想の内容や表現方法、改訂時期等については、市町村の自主的な判断で対応するものであることから、当該提案の趣旨は十分達成できると考えているところ。</p>			<p>各個別法により市町村が作成することが義務付けられているものとして、市町村老人福祉計画(老人福祉法第二十条の八)、市町村老人保健計画(老人保健法第四十六条の十八)、一般廃棄物処理計画(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第六条)、農業振興地域整備計画(農業振興地域の整備に関する法律第十条)、都市計画に関する基本的な方針(都市計画法第十八条の二)等、福祉やまちづくりに関する計画があるが、これらの計画の策定にあたっては、地方自治法に基づく基本構想に即することとされており、このことにより市町村が主体的かつ総合的・統一的に対応することが可能となっている。昭和44年に地方自治法第2条第4項が制定された趣旨は、当時、都市計画法や農業振興地域の整備に関する法律等の地域関係の法制度が相次いで整備され、基礎的自治体としての市町村が主体的かつ総合的・統一的に対応する必要が生じたためである。基本構想の内容や表現方法、改訂時期等については、市町村の自主的な判断で対応できるものであることから、当該提案の趣旨は十分達成できると考えているが、各個別法による市町村計画の義務付けの状況が大きく変化した場合等には、提案の趣旨も踏まえ、あらためて基本構想のあり方についても検討して参りたい。</p>	2215080	志木市(11228)	地方自治解放特区	基本構想策定義務の廃止	

総務省再々検討要請

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	9.その他	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の分類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の分類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
040290	予算単年度主義の廃止	C		会計年度独立の原則は、歳入歳出の状況を毎年度明確にし、財政規律を確保するために設けられた制度であり、特定の団体について例外を設けることはできない。現行制度の下でも、中長期的な財政見通しを立て、これに基づいて行政評価をも活用しつつ、歳出の抑制や政策的な予算配分を行うことは可能である。		提案者の要望は、「現行の制度では、長期的な視点での予算管理が行えず、また、大胆な歳出抑制や政策的予算配分ができない」というものであり、この点を踏まえ、要望を実現できないか、再度検討し、回答されたい。	C		会計年度独立の原則は、歳入歳出の状況を毎年度明確にし、財政規律を確保するために設けられた制度であり、特定の団体について例外を設けることはできない。				2215070	志木市(11228)	地方自治解放特区	予算至上主義の廃止	
040290	予算単年度主義の廃止	D - 1		基金の創設や各学校において弾力的に執行できる予算配当の方法を工夫する等により、地方公共団体の自主的な判断に基づいて、学校の事務執行を弾力的に行うことは現行法上可能である。										2205090	多治見市	住民参加型の教育特区	学校予算の執行に関する会計諸法規の弾力化
040300	予算費目の弾力化	C D - 1		地方公共団体の予算には、住民に情報を提供し、住民が納めた税金がどのように使われ、効果が住民に還元されるかを判断する基礎となるなどの意義があることから、予算区分により予算の性質、用途及び種類を明らかにすること自体は必要である。 なお、現行法上においても、長の判断により目節間で予算を流用して執行することが可能である。		提案者の要望は、「間接費に係る部分を施策・事業毎に把握するのが困難であるので、会計を発生主義に変えること併せて、独自の目的志向体系に併せた予算の執行管理体制が必要になる。財務会計システム内で法に基づく予算管理も併せてする」というものである。また、平成15年6月27日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において、新しい予算プロセスの確立に向けた基本的考え方として、「透明性を高めるために、発生主義会計等の民間企業会計手法の導入など、会計制度の改革を進める」ことが示されており、これらの点を踏まえ、提案を実現できないか、再度検討し、回答されたい。	C D - 1		地方公共団体の予算には、住民に情報を提供し、住民が納めた税金がどのように使われ、効果が住民に還元されるかを判断する基礎となるなどの意義があることから、予算区分により予算の性質、用途及び種類を明らかにすること自体は必要である。 なお、現行法上においても、長の判断により目節間で予算を流用して執行することが可能である。					5039020	津島市		款項目に囚われない予算執行管理
040300	予算費目の弾力化	D - 1		現行においても、長の判断により目節間で予算を流用して執行することが可能である。なお、地方公共団体の予算には、住民に情報を提供し、住民が納めた税金がどのように使われ、効果が住民に還元されるかを判断する基礎となるなどの意義があることから、予算区分により予算の性質、用途及び種類を明らかにすること自体は必要である。										2205080	多治見市	住民参加型の教育特区	学校予算の執行に関する会計諸法規の弾力化

総務省再々検討要請

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	9.その他	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の分類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の分類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
040310	地方自治法の財務会計関連規定の条例委任	C		会計年度独立の原則、現金主義をはじめとした地方自治法上の財務に関する規定は、地方公共団体の財務事務を適正に行うために必要なものであり、これらの規定の大部分を条例に委ねることはできない。 なお、地方自治法上の財務に関する規定は、国の財務会計制度の検討状況を踏まえつつ、そのあり方について検討を進めることとしている。		平成15年6月27日に閣議決定された「経済財政運営と構造改革に関する基本方針2003」において、新しい予算プロセスの確立に向けた基本的考え方として、「透明性を高めるために、発生主義会計等の民間企業会計手法の導入など、公会計制度の改革を進める」ことが示されており、この点を踏まえ、提案を実現できないか、再度検討し、回答されたい。	C		会計年度独立の原則、現金主義をはじめとした地方自治法上の財務に関する規定は、地方公共団体の財務事務を適正に行うために必要なものであり、これらの規定の大部分を条例に委ねることはできない。	地方自治法の財務に関する規定のあり方について検討を進める旨回答されているが、今後の検討スケジュールを示されたい。			今後、国の財務会計制度の検討状況を踏まえつつ、そのあり方について検討を進める。	2232010	千代田区(13101)	地方自治規制改革特区	地方自治法の財務会計関連の規制緩和
040320	私人への支出事務の委託の対象経費等の拡大	B		公金の支出については、原則として、正当な債務者に対して債務の履行が確認された後に行われるべきものであるが、その原則の例外として、その経費の内容に応じて資金前渡制度や支出事務の委託等支払方法の特例が認められている。支払方法の特例が認められる経費は限定的に列挙されているが、これ以外の経費であってもこれと類似の性格を有する経費については、地方公共団体が規則で追加することができるよう措置する。		費省の回答にある「これ以外の経費であってもこれと類似の性格を有する経費」とは何か明らかにされたい。 提案者の要望は実現可能と考えてよいか示されたい。 また、対応時期を明確にされたい。	B		提案者の要望する経費については、支払方法の特例が認められる経費として認められる。 これ以外の経費であってもこれと類似の性格を有する経費については、今後の法制化の過程で議論していくところである。 今年度中を目途に地方自治法施行令を改正する。				2163010	鳥取県(31000)	鳥取県財務会計特区	現在認められていない私人への支出事務の委託の対象経費等の拡大	
040330	普通地方公共団体の長の命令がなくても支出ができることの容認	B		支出命令の意義は、出納長又は収入役が地方公共団体の長の命令により初めて支出できることを定めるものであるが、口座振替によって支出する公共料金のように債務の確定及び履行の状況が容易に確認できる経費については、支出命令を要しないこととすることができる方向で地方自治法を改正する。		対応時期を明確にされたい。	B		次期通常国会に地方自治法の改正案を提出する。					2163020	鳥取県(31000)	鳥取県財務会計特区	普通地方公共団体の長の命令がなくても支出することができることの容認
040340	長期継続契約対象経費の拡大	B		OA機器のリース契約については、債務負担行為の設定により現行法においても対応が可能であるものの、現在、長期継続契約の対象としている電気等の供給や電気通信役務の提供を受ける契約等と同様の性格を持つと考えられることから、長期継続契約の対象とする方向で地方自治法の規定を見直すこととする。		対応時期を明確にされたい。	B		次期通常国会に地方自治法の改正案を提出する。					2163030	鳥取県(31000)	鳥取県財務会計特区	長期継続契約対象経費の拡大

総務省再々検討要請

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	9.その他	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の分類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の分類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
040340	長期継続契約対象経費の拡大	B		OA機器のリース契約については、債務負担行為の設定により現行法においても対応が可能であるものの、現在、長期継続契約の対象としている電気等の供給や電気通信役務の提供を受ける契約等と同様の性格を持つと考えられることから、長期継続契約の対象とする方向で地方自治法の規定を見直すこととする。		貴省の回答では、「OA機器のリース契約については、…長期継続契約の対象とする方向で地方自治法の規定を見直すこととする。」とあるが、提案者は、事務機器、自動車についても対象とすることを求めており、これらについても対応するものであるか明確にされたい。また、対応時期を明確にされたい。	B		OA機器のリースについては長期継続契約の対象とするが、その他具体的に何が長期継続契約の対象に加えられるかについては、今後の法制化の過程で議論していくところである。次期通常国会に地方自治法の改正案を提出する。	提案者の要望が実現されるよう、検討されたい。			5008110	オリックス(株)		公的機関向け等のリース契約の長期継続契約	
040340	長期継続契約対象経費の拡大	B		OA機器のリース契約については、債務負担行為の設定により現行法においても対応が可能であるものの、現在、長期継続契約の対象としている電気等の供給や電気通信役務の提供を受ける契約等と同様の性格を持つと考えられることから、長期継続契約の対象とする方向で地方自治法の規定を見直すこととする。		貴省の回答では、「OA機器のリース契約については、…長期継続契約の対象とする方向で地方自治法の規定を見直すこととする。」とあるが、提案者は、事務機器、自動車についても対象とすることを求めており、これらについても対応するものであるか明確にされたい。また、対応時期を明確にされたい。	B		OA機器のリースについては長期継続契約の対象とするが、その他具体的に何が長期継続契約の対象に加えられるかについては、今後の法制化の過程で議論していくところである。次期通常国会に地方自治法の改正案を提出する。	提案者の要望が実現されるよう、検討されたい。			5034010	(社)リース事業協会		国・地方自治体等のリース契約の取扱い等(検討の早期開始等)	
040350	地方自治体の随意契約範囲の自治体への移譲	C		国、地方を問わず、透明度が高く、公正な競争を促進する見地からは、競争入札を原則とすべきであり、その例外である随意契約についての要件を全面的に条例に委ねることは適当ではない。なお、随意契約の範囲については引き続き検討する。										2215020	志木市(11228)	地方自治解放特区	地方自治体の随意契約範囲の拡大
040360	入札資格認定制度の統一	C		地方公共団体の契約の前提となる入札への参加資格に係る基準については、事業の内容に応じて地域の実情を踏まえて個別に決定されるべきものであり、全地方公共団体間で統一的な資格基準等を定めることは適当ではない。										2074010	有限会社ホームドクタージャンケン(50020)	建設、保守工事に関わる工事競争参加資格制度の一元化	入札資格認定制度の統一

総務省再々検討要請

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	9.その他	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の分類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の分類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
040370	入札参加業者登録業務の民間委託の容認	D - 1		提案主体が考える阻害要因は明確ではないが、指名競争入札参加登録に関する基準が客観的なものであり、最終的な判断権限及び責任が地方公共団体に留保されているものであれば、参加登録事務を委託により行わせることは現行においても対応可能である。										2232050	千代田区(13101)	地方自治規制改革特区	業者登録業務の委託
040380	行政財産の用途及び貸付対象の拡大	D - 1		民間企業による行政財産の占有・使用については、現行制度の下においても、目的外使用の許可ができ、また、普通財産とした上で貸し付けることは可能である。										2215100	志木市(11228)	地方自治解放特区	行政財産の用途及び貸付対象の拡大
040380	行政財産の用途及び貸付対象の拡大	D - 1		他の法律に特別の定めがない限り、公の施設の指定管理者制度により、公の施設の管理を株式会社・NPO等に行わせることは可能である。										2238020	株式会社東京リーガルマインド(50020)	教育の公設民営特区	学校の設置者以外の事業者等にも、学校の管理を可能とする。
040390	公立学校運営の民間委託の容認	D - 1		他の法律に特別の定めがない限り、公の施設の指定管理者制度により、公の施設の管理を株式会社・NPO等に行わせることは可能である。										2238030	株式会社東京リーガルマインド(50020)	教育の公設民営特区	学校の設置者が学校の管理をする場合の条件を撤廃する。

総務省再々検討要請

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	9.その他	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の分類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の分類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
040400	ファックス、インターネットによる住民票交付申請の容認	D - 1 C		行政手続における情報通信の技術の利用に関する法律(平成14年法律第151号)の施行に伴い、住民票の写し等の交付請求については、インターネットを使用して行わせることができることとされた。電子証明書により本人からの請求であることの確認を行い、請求者の住所あて郵便等により住民票の写し等の交付を行う。 この場合、手数料の納入については、各種収納機関と金融機関とを結び決済情報を交換するネットワークである「マルチペイメントネットワーク」を活用し、インターネットバンキングやATM等により行うことが考えられる。FAXによる申請については、申請書の原本性が保証できないため不可。		貴省の回答では、「FAXによる申請については、申請書の原本性が保証できないため不可。」とあるが、原本性及びその保証のために必要な要件を明確にされたい。 また、提案者の要望は、「現行でも行われている郵送や提案にあるインターネットによる申請と同じように、本人の自宅に証明書等を郵送する。」というものであり、この点を踏まえ、要望を実現できないか、再度検討し、回答されたい。	C		申請の受理に当たっては、申請書に記載された自署又は押印により申請の意思等当該申請書が真正なものであるかどうかを確認しているところであり、FAXで打ち出された書面ではこの点の確認ができない。 なお、現行の制度においても次に掲げる要件を満たす場合にはファクシミリによる請求を受理することは認められているところ。この場合において、住民票の写し等の交付は、請求者の住所あて郵便等により行う。 手数料が確実に納入されること。 ファクシミリによる請求のもととなった書類(原請求書)を市町村長が受け取ることができること。			2005020	桶川市(11231)	住民票等ファックス・インターネットによる申請自宅郵送サービス	住民票等FAX・インターネット申請による自宅郵送サービス		
040410	納入通知書によらない銀行振り込みによる手数料支払いの容認	D - 1		現行法令上手数料の納付は必ずしも納入通知書による必要はなく、電子媒体による納入の通知も可能である。									2005010	桶川市(11231)	住民票等ファックス・インターネットによる申請自宅郵送サービス	住民票等FAX・インターネット申請による自宅郵送サービス	
040420	納入通知書等の電子化	B		平成15年2月に施行された、行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律により、申請、届出等をはじめとする法令に基づく国や地方公共団体等の手続について、従来の書面による手続に加え、主務省令で定めるところにより、オンラインによる手続も可能となったところである。 総務省では納税通知書も含めて地方税に関する諸手続の電子化について検討しているところであるが、検討の結果電子化については、平成15年度中に、主務省令である総務省関係法令に係る行政手続等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則(以下「総務省令」という)の改正を行うことで、電子化も可能とする。 なお、本提案は、構造改革特区としての対応を求めているが、総務省令の改正により全国的に電子化が可能となるため、全国規模の規制改革として対応するものとする。		貴省の回答では、「検討の結果電子化について支障がなければ、…電子化も可能とする。」とあるが、検討結果によっては、実施しないこともあるのか見解を示されたい。	B		現状では、納税通知書の電子化について、特に支障はないと考えられるため、余程重大な問題が発生しない限り、納税通知書の電子化を可能とすることとしており、総務省として必要な省令改正を実施する予定である。				2096010	市川市(12203)	電子行政サービス(収納等)創造特区	納入通知書等の緩和	
040430	郵政官署法で取り扱う市の事務範囲の拡大	C D - 1		ゴミ収集カレンダーの配布等、地方公共団体が住民の個人情報に直結する等の問題が生じないものであるとして一般私人に委託可能と判断できる事務については、地方公共団体と日本郵政公社の契約により同公社に事務を委託することが可能。 D - 1 福祉関係事務、住民基本台帳関係事務、印鑑登録関係事務等現行法令上郵便局において取り扱われないとされている事務については、 ・住民の個人情報に関わる事務を地方公共団体以外の窓口において取り扱うことについて、プライバシーの保護、正確な事務処理の確保等に十分配慮する必要があること ・相談に対する対応や、質問により請求者等の実情を把握し、場合によっては他の窓口に取り次ぐなど高度な専門的知識・判断が必要となる場合があること ・住民の権利義務に甚大な影響が生じるため厳格な本人確認が必要な場合があること ・通例同時に行われる他の手続があり、それを郵便局で取り扱うことが困難なため、一方のみ取り扱ったのでは利用者にとって二度手間となるものがあること などの理由から、特区において対応することについては、個別の事務を所管する省庁との調整を含め、慎重かつ具体的な検討が必要。 C		貴省の回答では、「福祉関係事務、住民基本台帳関係事務、印鑑登録関係事務等現行法令上郵便局において取り扱われないとされている事務については、提案に係る事務を郵便局において取り扱わせることとするためには、提案元において、まず提案に係る個々の事務の具体的な内容について明確化し、さらに、郵便局における事務処理範囲・手続、郵便局において取り扱わせることの是非及び必要性等を更に精査していただき、その上で、総務省において、第一次回答で述べた要素についての精査、公権力の行使に該当する事務については地方公共団体以外の者に取り扱わせることの是非など多岐にわたる事項を検討する必要がある。また、提案元の市及び総務省だけではなく、当該事務に係る制度を所管している関係省庁、事務を取り扱うこととなる日本郵政公社等多数にわたる関係者との調整を行う必要があることから、現時点において結論を出し得る時期を明示することは困難である。	C D - 1						2206010	多治見市(21204)	郵政官署による市町村事務受託特別区域	郵政官署法で取り扱う市の事務範囲の拡大	



総務省再々検討要請

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	9.その他	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の分類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の分類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
040430	郵政官署法で取り扱う市の事務範囲の拡大	B C D - 1	検討中	<p>地方税法第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳記載事項証明書の交付事務については、現在郵便局において取り扱われることとされている地方税法第20条の10の規定に基づく納税証明書の交付事務と比べ、住民のニーズの状況、プライバシー保護との関係等について大きな違いがないと考えられることから、固定資産課税台帳記載事項証明書の交付事務を郵便局において取り扱われることができる事務とすることについて、不都合な点が存在するかどうか等を調査・検討しつつ、実現に向けて取り組む。</p> <p>B 所得証明書など、法令に基づかず、地方公共団体が固有の事務として行っている各種証明書については、地方公共団体において地方税法施行規則第1条の3第2号の規定に基づく条例により当該事項を地方税法第20条の10の規定に基づく納税証明書の証明事項として位置付けられ、これらの事項に係る納税証明書の交付事務を郵便局で取り扱わせることが可能。</p> <p>D - 1 ゴミ収集カレンダーの配布等、地方公共団体が住民の個人情報に直結する等の問題が生じないものであるとして一般私人に委託可能と判断できる事務については、地方公共団体と日本郵政公社の契約により同公社に事務を委託することが可能。</p> <p>福祉関係事務、住民基本台帳関係事務、印鑑登録関係事務等現行法令上郵便局において取り扱わせることができないとされている事務については、 ・住民の個人情報に関わる事務を地方公共団体以外の窓口において取り扱うことについて、プライバシーの保護、正確な事務処理の確保等に十分配慮する必要があること ・相談に対する対応や、質問により請求者等の実情を把握し、場合によっては他の窓口に取り次ぐなど高度な専門的知識・判断が必要な場合があること ・住民の権利義務に多大な影響が生じるため厳格な本人確認が必要な場合があること ・通例同時に行われる他の手続があり、それを郵便局で取り扱うことが困難なため、一方のみ取り扱ったのでは利用者にとって二度手間となるものがあること などの理由から、特区において対応することについては、個別の事務を所管する省庁との調整を含め、慎重かつ具体的な検討が必要。</p>		<p>地方税法第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳記載事項証明書の交付事務について、対応時期を明確にされたい。</p> <p>また、貴省の回答では、「福祉関係事務、住民基本台帳関係事務、印鑑登録関係事務等現行法令上郵便局において取り扱わせることができないとされている事務については、地方公共団体以外の者に取り扱わせることの是非など多岐にわたる事項を検討する必要があるが、検討時期を明らかにされたい。」</p>	B C D - 1		<p>地方税法第382条の3の規定に基づく固定資産課税台帳記載事項証明書の交付事務については、平成15年度において検討を行い、平成16年度からの実施に向けて取り組む。</p> <p>福祉関係事務、住民基本台帳関係事務、印鑑登録関係事務等現行法令上郵便局において取り扱わせることができないとされている事務について、提案に係る事務を郵便局において取り扱わせることとするためには、提案元において、まず提案に係る個々の事務の具体的内容について明確化し、さらに、郵便局における事務処理範囲・手続、郵便局において取り扱わせることの是非及び必要性等を更に精査していただき、その上で、総務省において、第一次回答で述べた要素についての精査、公権力の行使に該当する事務については地方公共団体以外の者に取り扱わせることの是非など多岐にわたる事項を検討する必要があるが、また、提案元の市及び総務省だけでなく、当該事務に係る制度を所管している関係省庁、事務を取り扱うこととなる日本郵政公社等多数にわたる関係者との調整を行う必要があることから、現時点において結論を出し得る時期を明示することは困難である。</p>				5051010	千葉県鴨川市		郵便局において取り扱うことのできる地方公共団体事務の拡大若しくは規制の撤廃	
040440	行政書士の労働者派遣の容認	C		<p>労働者派遣事業は、派遣された労働者が派遣先事業者の指揮命令を受けることが前提となっているが、行政書士は独立の立場で業務を行うこととされており、他人の指揮命令を受けることは適当ではなく、労働者派遣事業の対象外とされているものである。</p> <p>仮に行政書士を労働者派遣事業の対象とすれば、派遣された行政書士が派遣先事業者の指揮命令を受けることになって、行政書士の業務の独立性が損なわれることになる。また、この場合、実質的に派遣元事業者が派遣された行政書士を通じて派遣先事業者の業務を行うことになるが、これは行政書士以外の個人又は法人が行政書士の業務を行うことを禁止している行政書士制度の趣旨が損なわれることになることから、特区としてもこれを可能とすることは適当ではない。</p>		<p>行政書士について、一定の要件で法人に雇用されているのであれば、派遣先において同様の取り扱いをすれば問題ないのではないかと、この点を踏まえ、再度検討し、回答されたい。</p>	C		<p>行政書士は独立の立場で業務を行うこととされており、現行法では、行政書士が法人に雇用されることは認められていない。</p> <p>行政書士については、平成15年度中に法人制度の創設のための所要の措置を行うこととされていることから、法人制度の導入に際しての考え方として次の点について検討されたい。 ・法人制度が導入された場合、当該資格者について「資格者個人がそれぞれ業務の委託を受けて当該業務を行う(当該業務については指揮命令を受けることがない)ことと、労働者派遣の対象とならないものとする」とする「労働者派遣事業関係業務取扱要領」の規定については、廃止すべきではないか、検討の上、厚生労働省と調整されたい。 ・貴省の回答では、「第19条の趣旨が損なわれる」とされているが、抵触しない場合もあるのではないかと、抵触しない場合について明確にできないか。 ・貴省の回答では、派遣元が資格者を通じて派遣先事業者の業務を行うこととなり、業務独占規定に抵触するおそれがあることであるが、派遣元と派遣資格者との間の雇用関係に基づく指導・監督権限が資格の対象となっている業務に及ばないよう、労働者派遣契約で明確にすれば資格者の派遣は可能ではないか、契約では不十分であれば、外国法事務弁護士法第49条に依って法的に担保することが考えられないか。特に、派遣先でインハウスの業務を行う場合、派遣先が行政書士の法人の場合の両方について検討されたい。</p>			<p>・本要綱において「資格者個人がそれぞれ業務の委託を受けて当該業務を行う(当該業務については指揮命令を受けることがない)ことと、労働者派遣の対象とならない」と規定しているのは、行政書士は依頼者と行政機関等のいずれにも与しない独立の立場で業務を行うこととされており、「他人の指揮命令を受けて」業務を行うことはこの趣旨に反することとなるため、そもそも労働者派遣の対象に含めることは適当ではないからである。行政書士法人制度の導入後において、仮に行政書士法人に雇用される行政書士が派遣された場合には、当該行政書士は、派遣先企業から指揮命令を受けることになり、上記の趣旨に反することになる。したがって、本規定を廃止し、行政書士を労働者派遣の対象とすることはできない。</p> <p>・無資格者である労働者派遣事業者が、行政書士の派遣事業を行うことを認めると、行政書士との間の雇用契約に基づく指揮命令を通じて、実質的に派遣先の行政書士業務を取り扱うことになり、行政書士法第19条に抵触するおそれがある。同条は、犯罪構成要件になっており、犯罪の成否は、証拠に基づき具体的な事実関係によって認定されるべきものであって、具体的な証拠関係・事実関係を離れてその成否を論ずることは困難である。</p> <p>・雇用関係に基づく指揮監督権の行使は、個別的な指揮命令のみならず、包括的な指揮命令も含むものである。したがって、個別の指揮命令が及ばない旨を契約あるいは法律において明確にしたとしても、無資格者である派遣元が、派遣先に行政書士を派遣して行政書士業務を行わせ、当該派遣の対価を受けること自体が、派遣元が包括的な指揮命令の行使により実質的な行政書士業務を取り扱うものと評価され、行政書士法第19条に抵触するおそれがある。</p>	2236020	株式会社東京リーガルマインド(50020)	士業派遣特区	労働者派遣についての定義に関し、士業者についての例外を設ける	

総務省再々検討要請

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	9.その他	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 措置の分類の見直し	13. 措置の内容の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 措置の分類の見直し	17. 措置の内容の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
040440	行政書士の労働者派遣の容認	C		労働者派遣事業は、派遣された労働者が派遣先事業者の指揮命令を受けることが前提となっているが、行政書士は独立の立場で業務を行うこととされており、他人の指揮命令を受けることは適当ではなく、労働者派遣事業の対象外とされているものである。 仮に行政書士を労働者派遣事業の対象とすれば、派遣された行政書士が派遣先事業者の指揮命令を受けることになって、行政書士の業務の独立性が損なわれることになる。また、この場合、実質的に派遣元事業者が派遣された行政書士を通じて派遣先事業者の業務を行うことになるが、これは行政書士以外の個人又は法人が行政書士の業務を行うことを禁止している行政書士制度の趣旨が損なわれることになることから、特区としてもこれを可能とすることは適当ではない。		行政書士について、一定の要件で法人に雇用されているのであれば、派遣先において同様の取り扱いをすれば問題ないのではないか、この点を踏まえ、再度検討し、回答されたい。	C		行政書士は独立の立場で業務を行うこととされており、現行法では、行政書士が法人に雇用されることは認められていない。	行政書士については、平成15年度中に法人制度の創設のための所要の措置を行うこととされていることから、法人制度の導入に際しての考え方として次の点について検討されたい。 ・法人制度が導入された場合、当該資格者について「資格者個人がそれぞれ業務の委託を受けて当該業務を行う(当該業務については指揮命令を受けることがない)ことから、労働者派遣の対象とならないものである」とする「労働者派遣事業関係業務取扱要領」の規定については、廃止すべきではないか、検討の上、厚生労働省と調整されたい。 ・貴省の回答では、「第19条に趣旨が損なわれる」とされているが、抵触しない場合もあるのではないか、抵触しない場合について明確にできないか。 ・貴省の回答では、派遣元が資格者を通じて派遣先事業者の業務を行うこととなり、業務独占規定に抵触するおそれがあることであるが、派遣元と派遣資格者との間の雇用関係に基づく指導・監督権限が資格の対象となっている業務に及ばないよう、労働者派遣契約で明確にすれば資格者の派遣は可能ではないか、契約では不十分であれば、外国法事務弁護士法第49条に倣って法的に担保することが考えられないか、特に、派遣先でインハウスの業務を行う場合、派遣先が行政書士の法人の場合の両方について検討されたい。			2236030	株式会社東京リーガルマインド(50020)	士業派遣特区	労働者派遣事業に関する制限規定の削除	
040450	再任用できる者の年齢枠の撤廃	D - 1		任命権者は、地方公務員法第17条の規定により、職員を採用を行うことができることとされていることから、職員の採用方法等を自ら見直すことにより、定年前の勤奨退職者についても採用することが可能である。									2018010	吉川市(11243)	地方行革特区	再任用できる者の年齢枠の撤廃	
040460	地方公務員へのフレックスタイム制度の導入	C		地方公務員法第24条第5項により、地方公務員の勤務条件は国との権衡を考慮して定めることとされており、現段階において、研究職員以外の公務員について勤務時間の自主的管理が勤務効率の向上に結びつく職種が特定されておらず、今後の国の動向を踏まえて対応する。		貴省の回答では、「今後の国の動向を踏まえて対応する」とあるが、特区において先行的に実施するために制度を検討できないか、再度検討し、回答されたい。	C		提案のように、職員に勤務時間の管理を完全にゆだねることは、住民がサービスを必要としている時点において、担当部署の職員が不在となるような事態が容易に想定される等、組織として安定した行政サービスの提供が損なわれることになるものと考えられ、公務におけるフレックスタイム制の導入については慎重な対応が必要と考える。なお、平成14年度人事院報告において国家公務員のフレックスタイム制についても検討するとされており、今後の国の導入に係る状況を踏まえて対応する。 また、地方公務員の勤務条件については、国等との権衡を考慮して定めることとされていることから、特定の地域の地方公務員だけが有利な取扱いとなるようなものは適当と考えられない。			2215130	志木市(11228)	地方自治解放特区	フレックスタイム制度の導入		

総務省再々検討要請

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	9.その他	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の分類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の分類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
040470	職員本人の希望による休業制度の導入	C		特区第2次提案においても、同様の主旨の提案があったが、自己啓発のための休業制度の導入が公務員制度改革大綱(平成13年12月25日閣議決定)において検討事項とされ、地方公務員制度においても、地方公共団体の実情を十分に勘案しながら、国家公務員制度の改革に準じ、所要の改革を行うこととされているところである。		貴省の回答では、「国家公務員制度の改革に準じ、所要の改革を行うこととされているところ」とあるが、特区において先行的に実施できないか、再度検討し、回答されたい。	C		このような勤務条件については、公正な処遇の観点から国等との権衡が求められていることから、地方公務員制度においては、公務員制度改革大綱において国家公務員制度の改革に準じて所要の改革を行うと閣議決定されたところ。したがって国家公務員制度の見直しを踏まえて対応することが適当であり、特区にはなじまない。なお、職員本人の希望による休業制度は、民間企業においても普及していない。				2232060	千代田区(13101)	地方自治規制改革特区	区職員本人の希望による休業制度を導入	
040480	地方公務員の育児休業取得期間の制限の廃止	C		育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律において、育児休業は1歳未満の子を養育する労働者の休業についてのみ法定され、3歳未満の子を養育する労働者に対しては、育児休業または勤務時間の短縮の措置のほか始業・終業時間の繰り上げ、繰り下げ等の措置で代替できることとなっている。 地方公務員の育児休業制度は、地方公務員法第24条第5項により、地方公務員の勤務条件は国との権衡を考慮して定めることとされており、国の育児休業制度に準じた制度となっているところであり、国や民間企業においても、小学校就学の始期に達するまでの子を養育する労働者に関する育児休業が普及していない段階において、特定地域の地方公務員のみ小学校就学の始期に達するまで育児休業を取得可能という有利な取扱いをすることについては、慎重な取扱いが必要である。										2232070	千代田区(13101)	地方自治規制改革特区	区職員の育児休業取得期間の制限の廃止
040490	派遣法に基づく地方自治体による公益法人等への派遣期間の上限緩和	D-1		現行法上、再度の職員派遣を行うことは否定されていないことから、当初の職員派遣をした日から起算して最長8年間派遣先団体において業務に従事させることは、特区によらずとも可能である。										1019010	岐阜県(21)、八幡町(21481)、岩村町(21567)	スイートバレー・情場形成特区	派遣法に基づく地方自治体による公益法人等への派遣期間の上限緩和
040500	政党助成法及び政治資金規正法に定める政党要件の緩和	C		1 政党に対する公的助成は、国民の税金という貴重な財源を用いて行われるものである以上、その対象とすべき政党は、国会議員を通じて国政において政策の実現を図り得る政党である必要があり、あわせて、組織的かつ継続的活動を行い、一定の国民の支持を受けている政党である必要がある。このことから、政党助成法においては、所属の国会議員数が5人以上であるか、1名以上の国会議員を有するもので、国政選挙における得票率が2%以上の政治団体を政党として定義しているところ。 2 政治資金規正法の政党要件については、平成6年の法改正において、選挙制度を政党中心の仕組みに改めるとともに、政治資金も政党中心に調達する仕組みに改めるとし、さらに、政党に対する公的助成を導入することとするなかで、会社・労働組合等からの寄附の制限、個人寄附に係る税の優遇措置等について、政党と政党以外の政治団体等との間に取扱上の差異を設けたことから、政党の要件を厳格にしたところである。このため、既に選挙において国民の相当の支持を受けているものを「政党」としたところであり、政治資金規正法については、所属国会議員数5人以上又は国政選挙における得票率が2%以上の政治団体が政党とされたところ。 3 提案内容については、このような政党助成法本来の趣旨や平成6年の政治資金規正法改正の趣旨に鑑みて、慎重な対応が必要であると考え。										2014010	個人(50010)	沖縄政治特区	政党助成法及び政治資金規正法に定める政党要件の緩和。

総務省再々検討要請

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	9.その他	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の分類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の分類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)	
040510	沖縄県議会議員選挙区への比例区への設置	C		・都道府県の議会の議員の選挙区や当選人の決定方法は、地方公共団体の選挙制度の根幹にかかわるものであり、各党各会派において十分に議論がなされる必要がある。										2014020	個人(50010)	沖縄政治特区	県議会議員選挙区に沖縄比例区を設置する。	
040520	国政選挙への電子投票制度の導入	C		・投票方法は選挙手続の中でも、最も中核的なものであるだけに、投票方法の変更については、広く有権者の合意を得て進めていくべき事柄である。 ・国政選挙の投票方法については、平成6年の衆議院選挙の制度改革の際に記号式投票を導入することとされたが、一度も実施されることなく、平成7年に議員立法により自書式投票に戻された経緯がある。 ・国政選挙に電磁的記録式投票を導入するか否かは、選挙手続の根幹に関わる問題であるので、地方選挙での実績を積み上げ、問題点を整理した上で、各党各会派において十分に議論がなされる必要がある。										2016010	新見市(33210)	国政選挙電子投票特区	国政選挙への電子投票制度導入	
040610	地方公共団体相互間における経費の負担関係についての特例	D - 1		都道府県単独予算で雇用する教職員を、市町村費負担教職員として配置し、その給与を市町村が負担することが、特区として法令上認められるものであれば、当該規定はこれを妨げるものではない。	ただし、当該特区による教職員任用が、都道府県の雇用した教職員の給与負担を市町村に押しつけるような運用となることのないよう、厳に留意する必要がある。									2071030	長野県(20000)	市町村費負担教職員任用多様化特区	地方公共団体相互間における経費の負担関係についての特例	
040620	市町村による宝くじ発行の容認、宝くじの収益配分の見直し等	F		1 宝くじは、地方財政資金の調達のため、宝くじの収益を財源として充当する公共事業等の公益的事業をできるだけ広く一般住民に均てん化して利益が得られるようにする観点から、刑法で禁止されている宝くじの例外として、原則として広域的な行政主体である都道府県と政令指定都市にのみその発売権限を認めたもの。 2 宝くじの発売は、昭和20年代には都道府県等が単独で行っていたが、単独では小規模な発売額から、収益が上がらない弊害等を生じ、これを打開するため、現在は都道府県・政令指定都市が広域的に組織する協議会において発売することが定着したものの。 3 市町村が単独で(若しくは一部の市町村が共同して)宝くじを発売することについては、上記の経緯も踏まえ様々な議論を経た結果、現在は、全国の都道府県・市町村が発売方法や収益金の配分について合意することによって、市町村振興宝くじ(サマージャンボ、オータムジャンボ)を発売することとし、また、その収益の活用方法等については、各県単位で市町村が自ら決定しているところ。 4 宝くじの発売が認められている趣旨そのものが、一部の地域のみならず広くその収益が均てん化されることを前提としている。仮に一部の市町村に宝くじの発売が認められれば、当然他の市町村も発売を要望し、その結果全国の市町村による宝くじ発売につながるものとなる。このことは、限られた宝くじの市場の中で都道府県と市町村間との財源配分をどのように行うかという問題に帰着するものであり、既に現行の仕組みによって合理的な配分がなされているものである。 5 なお、市町村が単独で宝くじの発売を行う場合には、経費が割高になることから、結果的には極めて非効率な宝くじの発売が行われることになる。											2126010	菊池市(43210)	地方自治宝くじに関する特例	地方自治宝くじに関する特例

総務省再々検討要請

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	9.その他	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の分類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の分類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
040630	地方債許可制度の廃止	F		<p>国庫負担金は、地方公共団体が法令に基づいて実施しなければならない事務であって、国と地方公共団体相互の利害に関係がある事務について、共同責任という観点から国が義務的に支出すべきいわゆる勸助的経費であることから、当該事務の円滑な運営を期するために、当該事務の実施時に、国が確実に経費を負担すべきもの。</p> <p>したがって、このような国庫負担金の法的性質に鑑みれば、国において当該事務に必要な国庫負担金を全て予算に計上し、支出すべきものであり、一時的にせよ地方公共団体が国の肩代わりをする(地方公共団体が地方債を発行することにより国の負担を先送りする)ことは認めることは適当ではない。提案は、こうした国と地方の財政運営の基本を逸脱し、単に財政措置を求めるもの。</p>										2175010	越谷市教育委員会(11222)	学校施設耐震化促進特区	義務教育諸学校施設費国庫負担制度の弾力的な運用及び地方債許可制度の廃止
040640	過疎地域における国保診療所の民営化の場合の地方債の繰上げ償還の特例	D - 1		<p>去る平成14年12月17日、閣議において、政府として総合規制改革会議の「規制改革の推進に関する第2次答申 経済活性化のために重点的に推進すべき規制改革」に示された具体的施策を最大限に尊重し、所望の施策に速やかに取り組むことが決定されたところ。</p> <p>本答申において、地方債の取扱いについては「地方債の発行により建設した施設について地方公共団体から民間事業者に対する貸付等の手法により事業主体の変更を行う場合であっても、当該施設が低廉な利用料で広く住民の利用に供されるか否か等を総合的に勘案し、地方公共団体が自ら事業主体となる場合と同様の公共性を有するときは、地方債の繰上げ償還を要しない」とこととされており、答申にあるとおり施設の公共性が担保されれば繰上げ償還を要しないとされているところ。</p>		提案者の要望は実現可能と考えてよいか示された。	D - 1	地方公共団体が自ら事業主体となる場合と同様の公共性を有するよう、国保診療所を民営化することにより、提案者の要望は実現可能。						2219010	榑川村(20424)	過疎地域国民健康保険診療所の民営化特区	過疎地域における国保診療所の民営化の場合の補助金措置の特例
040650	地方債の発行と借換えの自由化	F		<p>地方財政法第5条は、財政運営の健全化の観点から、地方公共団体の歳入のうち地方債の発行目的を制限しているものであり、合理性を有するもの。この地方財政法第5条の原則の下で各団体は施策の財源を確保しているところであるが、今回の要望の内容は、財源確保の手段である地方債について、要望の団体にのみ制限を緩和するという、単に財政措置を求めるもの。</p>										2215110	志木市(11228)	地方自治解放特区	地方債の発行と借換えの自由化
040660	都市計画税の課税免除の権限の特例区への委譲及び特区税の創設	E	—	<p>課税権のないものに課税免除の権限を移譲することはできない。</p>										2230010	千代田区(13101)	都市再生開発特区	都市計画税の課税免除の権限の特例区への委譲及び特区税の創設

総務省再々検討要請

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	9.その他	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の分類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の分類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
040670	徴収・収納事務の委託規制の緩和	C		<p>税の徴収事務は、国民の権利義務に直接影響を及ぼす公権力の行使を伴う事務であること、適正かつ公平な課税を実現するため、高度な専門的知識・能力と厳正な執行が求められること、納税者の収入状況等の個人情報等を取り扱う(このため、守秘義務が課せられている)こと等から、その行使は、特に適切かつ公平であることが求められており、このような強制処分まで含めた地方税の徴収事務自体を民間に委託することはできない。差押等滞納処分の行われた租税債権を民間に売却(公売)することについても、自力執行権が認められているなど、租税債権は私債権に比べ公権力の行使のために様々な優先権が留保されているため、租税債権を民間に売却(公売)することはできない。</p> <p>さらに、徴収事務については、国税と同じ取扱にしており、地方税において民間への徴収委託及び租税債権の売却を認めれば、納税者に混乱を招く恐れがあるため、国税と同じ取扱にする必要がある。</p>										2232040	千代田区(13101)	地方自治規制改革特区	徴収・収納事務の委託規制の緩和
040710	複合用途防火対象物の消防用設備等の基準緩和	D-1	-	<p>防火対象物の位置、構造、及び設備の状況から判断して、火災の発生及び延焼のおそれが著しく(少なく、かつ、火災等の災害による被害を最小限度に止めることができると認めるときは消防法施行令第32条の規定に基づき消防長又は消防署長は消防用設備等に係る技術基準の特例を認めることができる。</p>										2180010	兵庫県(28000)、姫路商工会議所(姫路TMO)(50100)	街並み再生・ファッション特区	消防法(以下「法」という。)施行令(以下「令」という。)別表第1第16項の複合用途防火対象物の消防用設備等の基準緩和
040720	消防用設備等の点検期間の延長	C	-	<p>消防法第17条の3の3の規定による指定に関して、消防長又は消防署長の責任において指定しないことにより対応すべきである。</p>		<p>提案者の要望は、「指定を解除すれば資格者による点検義務はなくなるが、防火対象物の安全性の確保は不十分になることから、点検期間に関する規制の特例を適用し、防火対象物の安全性を確保しつつ事業所の負担も軽減しようとする」というものであり、この点を踏まえ、要望を実現できないか、再度検討し、回答されたい。</p>	C		<p>防火対象物の安全性は、消防用設備等の点検を消防設備士等に行わせるか、自ら点検を行うかのいずれかによって確保するものである。一方、点検期間は、当該設備等が適正に機能する状態を維持しうる期間を定めたものであり、上記とは異なる観点からの基準である。従って、点検期間を延長することは適当でないと考えられる。</p>				1009050	北九州市(40100)	北九州市国際物流特区	消防用設備等の点検期間の延長	
040730	他の防油堤配管の通過制限撤廃	C	-	<p>防油堤の基準については、防油堤内外の災害の発生・拡大防止の観点から、その危険性に鑑み、最低限必要なものであり、防油堤内の危険物配管通過を認めることはできない。なお、昭和51年の基準改正時に、改正基準に適合しない既存配管については経過措置が適用されており(当該配管について部分的改修を行う場合であっても経過措置の対象。)、従前の例によるとされている。</p>		<p>提案では、「防油堤内を通過する他防油堤配管のレイアウトを自防油堤配管と平行にし、その数を限定するなど、十分な消防活動用を確保する。また、二重配管構造、遠隔操作による緊急遮断弁や自家発電装置など、具体的事業に照らして必要であると地方自治体が判断する安全確保策を講じる。」という代替措置を示しているものである。この点を踏まえ、要望を実現できないか、再度検討し、回答されたい。</p>	C		<p>防油堤の基準については、防油堤内外の災害の発生・拡大防止の観点から、その危険性に鑑み、最低限必要なものであり、防油堤内の危険物配管通過を認めることはできない。特に、漏えいした危険物の回収や引火防止等の危険排除作業を行うに際し、防油堤内の危険物配管通過は根本的に支障がある。なお、昭和51年の基準改正時に、改正基準に適合しない既存配管については経過措置が適用されており(当該配管について部分的改修を行う場合であっても経過措置の対象。)、従前の例によるとされている。</p>		<p>危険物の規制に関する規則第22条第2項第11号の規定に関して、既存配管を全面的に取り替える場合でも、従前の例が適用されるのか示されたい。</p>		1013010	茨城県(8000)	鹿島経済特区	他の防油堤配管の通過制限撤廃	

総務省再々検討要請

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	9.その他	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の分類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の分類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
040740	救命行為に対する不法行為責任の免責	D-1	-	要望の内容とすることは、現行の民法698条に基づく緊急事務管理に係る免責規定にて対応可能である。	-	提案者の要望では「救命処置の普及促進を目的として事務管理制度(民法697～702条)を経由することなく直接的に不法行為責任(民法第709条)からの免責措置を講じた規定を置く」とあり、この点を踏まえ、要望を実現できないか、検討し、回答されたい。	D-1	-	「事務管理制度(民法697条～702条)を経由することなく直接的に不法行為責任(民法第709条)からの免責措置を講ずる趣旨が必ずしも明らかではないが、民法上、事務管理が成立する場合、管理者の行為の違法性は阻却され、不法行為責任は問題とならないものであって、現行制度と効果において違いのないものを法令上措置する必要性はないものと考えられる。	提案にある除細動器を用いた救命行為について、現行の民法698条に基づく緊急事務管理に係る免責規定によることで免責可能か確認されたい。	-	-	救命行為は、本人の身体に対する急迫の危害を免れるためにその事務を管理する行為であるから、除細動器を用いた場合についても、民法698条の緊急事務管理の規定により免責可能である。	2139020	NPOセントジョンアンビュランスジャパン協会	市民による京都救急救命特区	緊急状態にある人に救命処置を実施した人に対しては、それに関わる民事責任を免除する。
040740	救命行為に対する不法行為責任の免責	D-1	-	要望の内容とすることは、現行の民法698条に基づく緊急事務管理に係る免責規定にて対応可能である。	-	提案者の要望では「救命処置の普及促進を目的として事務管理制度(民法697～702条)を経由することなく直接的に不法行為責任(民法第710条)からの免責措置を講じた規定を置く」とあり、この点を踏まえ、要望を実現できないか、検討し、回答されたい。	D-1	-	「事務管理制度(民法697条～702条)を経由することなく直接的に不法行為責任(民法第710条)からの免責措置を講ずる趣旨が必ずしも明らかではないが、民法上、事務管理が成立する場合、管理者の行為の違法性は阻却され、不法行為責任は問題とならないものであって、現行制度と効果において違いのないものを法令上措置する必要性はないものと考えられる。	提案にある除細動器を用いた救命行為について、現行の民法698条に基づく緊急事務管理に係る免責規定によることで免責可能か確認されたい。	-	-	救命行為は、本人の身体に対する急迫の危害を免れるためにその事務を管理する行為であるから、除細動器を用いた場合についても、民法698条の緊急事務管理の規定により免責可能である。	5053020	メールダルクメディカルジャパン(株)	-	緊急状態にある人に救命処置を実施した人に対しては、それに関わる民事責任を免除する。
040810	コミュニティ放送の空中線電力の上限基準の緩和	C	-	コミュニティ放送(市区町村放送)は、一般の放送局と異なり、各市区町村において当該地域に密着したきめ細かな情報の提供を促進する観点から制度化された小規模な放送局であり、その放送区域及び空中線電力を目的に必要な範囲内に限定する代わりに、一般の放送局において必要となる競願処理、比較審査等の手続きを経ることなく、簡易かつ迅速な手続き(先願主義)で開局を可能としているもの。また、現在の空中線電力の上限は、現行の放送区域を前提として周辺地域における既存の放送局等との混信可能性も考慮して設定されているもの。 従って、提案のように市区町村放送の放送区域及び空中線電力の制限を撤廃することは、市区町村放送の制度趣旨を逸脱し、一般の放送局と異なる規律を適用する根拠を失わせるものであって不相当である。加えて、提案のような広域において放送を行おうとする場合、相当の増力が必要となり、周辺地域における既存の放送局等と混信を生じる可能性が高まること 放送用周波数は現時点でも極めて逼迫しており、このような広域放送用に新たに一定の周波数帯域を確保することも困難であること 仮に混信を生じない場合であっても、地域における放送市場は現実には限りがあることから、周辺地域における今後の市区町村放送の開設を事実上困難にし、むしろ市区町村放送の普及に支障を生じることとなること 県域の放送事業者は放送区域内におけるあまねく普及義務に従い過疎地域等も含めた放送を行っているが、市区町村放送の大幅な広域化を認めた場合、県内の人口集中地域をクリームスキミングすることが可能となり、その結果、県域放送の経営基盤が侵食され、災害時におけるライフラインである放送の過疎地域等における普及継続にも重大な支障が生じることとなること。また、生活圏である市区町村の範囲を超えることにより、市区町村放送の制度趣旨である地域に密着したきめ細かな情報提供に逆行することとなること。 などの問題を生じさせるものであり、特区という限られた地域であっても実施することは不相当である。	-	提案では、コミュニティ放送が使用できる空中線電力は、全国一律の出力ではなく、地域特性に応じた数値をもって放送されることが必要とされており、この点を踏まえ、要望を実現できないか、再度検討し、回答されたい。	C	-	再検討要請の趣旨は現行の放送区域を前提としつつ空中線電力の制限の撤廃のみを求めるものと考えられるが、市区町村放送の現行の空中線電力の上限は、現行の放送区域を前提としてエリア内をカバーするのに必要最小限のものとして、かつ、周辺地域における既存の放送局等との混信可能性も考慮して設定されているものであり、提案のように増力を行うとすれば、周辺地域における既存の放送局等と混信を生じる可能性が高まること 放送用周波数は現時点でも極めて逼迫しており、このような放送用に新たに一定の周波数帯域を確保することも困難であること 仮に混信を生じない場合であっても、大出力の市区町村放送を認めれば、電波の伝搬特性から現実には周辺地域においても同放送が視聴可能となり、地域における放送市場は現実には限りがあることから、周辺地域における今後の市区町村放送の開設を事実上困難にし、むしろ市区町村放送の普及に支障を生じることとなること なお、現行放送区域内の受信状況を改善することが目的であれば、混信可能性を高める増力によらなくとも、中継局の設置、アンテナ設置場所の見直し等により技術的に対応することが現行でも一般的には可能と考えられる。	市町村の広さや生活圏の広がりはその区域毎に異なることを考えれば、地域の実情に応じた出力を認めたととしても、一概に混信の可能性が高まるものでもなく、周辺地域におけるコミュニティ放送の開設を困難にするものとは言い難いのではないかと、また、自前の放送局の開局が困難な自治体も多く、むしろ隣接する他自治体のコミュニティ放送局を受信可能としたいニーズも指摘されており、こうした意見も踏まえ、再度検討し回答されたい。	市区町村放送は、市区町村という最小の行政区域に着目し、当該地域に密着したきめ細かな情報提供を促進する観点から制度化された小規模な放送局であり、周辺地域における既存の放送局等との混信可能性も考慮し、かつ、有限希少な周波数を効率的に繰り返し使用することができるよう、その出力については現行の放送区域を前提として、エリア内をカバーするために必要最小限のものとしているところである。 したがって、提案のように地域の実情に応じた出力として大出力の市区町村放送を認めれば、周辺地域における既存の放送局等との混信を生じさせる可能性を高めるとともに、将来の周辺部の市区町村放送の開設を制約することになり、周波数の効率的利用の要請にも反することとなるものである。 また、放送用周波数については現時点でも極めて逼迫しており、このような放送用に新たに一定の周波数帯域を確保することも困難である。 さらに、市区町村放送は当該地域に限られた広告収入によって経営されているものであり、また、その経営状況も全般に厳しい状況下におかれているところ、このような状況下で特定の市区町村放送が高出力化され、周辺地域においても受信可能となった場合、現実には地域の広告市場に限りがある以上、周辺地域における今後の市区町村放送の開設は事実上困難となり、かつて市区町村放送の普及に支障を生じることとなるものである。 これらのことを踏まえると、特区という限られた地域であっても実施することは不相当である。 なお、市区町村放送は、従来の県域放送と異なり、放送区域及び空中線電力を目的に必要な範囲内に限定する代わりに、一般の放送局において必要となる競願処理、比較審査等の手続きを経ることなく、簡易かつ迅速な手続きで開局を可能とするとともに、県内全域のあまねく普及義務も負わない等の特徴を有しており、提案のように空中線電力の制限を撤廃(緩和)し、周辺地域においても事実上受信可能となれば、県域放送より緩和された規律を適用する根拠を失わせることとなるものである。	2004010	株式会社エフエムおひひろ(50020)	十勝広域コミュニティ放送特区	コミュニティ放送の空中線電力の上限撤廃の特例		

総務省再々検討要請

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	9.その他	11.各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12.「措置の分類」の見直し	13.「措置の内容」の見直し	14.各省庁からの再検討要請に対する回答	15.各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16.「措置の分類」の見直し	17.「措置の内容」の見直し	18.各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
040820	コミュニティ放送の放送区域制限の緩和	C		<p>コミュニティ放送(市区町村放送)は、一般の放送局と異なり、各市区町村において当該地域に密着したきめ細かな情報の提供を促進する観点から制度化された小規模な放送局であり、その放送区域及び空中線電力を目的に必要な範囲内に限定する代わり、一般の放送局において必要となる観願処理、比較審査等の手続きを終ることなく、簡易かつ迅速な手続き(先願主義)で開局を可能としているもの。また、現在の空中線電力の上限は、現行の放送区域を前提として周辺地域における既存の放送局等との混信可能性も考慮して設定されているもの。</p> <p>従って、提案のように市区町村放送の放送区域及び空中線電力の制限を撤廃することは、市区町村放送の制度趣旨を逸脱し、一般の放送局と異なる規律を適用する根拠を失わせるものであって不適当である。加えて、提案のような広域において放送を行おうとする場合、相当の増力が必要となり、周辺地域における既存の放送局等と混信を生じる可能性が高まること</p> <p>放送用周波数は現時点でも極めて逼迫しており、このような広域放送用に新たに一定の周波数帯域を確保することも困難であること</p> <p>仮に混信を生じない場合であっても、地域における放送市場は現実には限りがあることから、周辺地域における今後の市区町村放送の開局を事実上困難にし、むしろ市区町村放送の普及に支障を生じることとなること</p> <p>圏域の放送事業者は放送区域内におけるあまねく普及義務に従い過疎地域等も含めた放送を行っているが、市区町村放送の大幅な広域化を認めた場合、圏内の人口集中地域をクリームスキミングすることが可能となり、その結果、圏域放送の経営基盤が侵食され、災害時等におけるライフラインである放送の過疎地域等における普及継続にも重大な支障が生じることとなること。また、生活圏である市区町村の範囲を超えることにより、市区町村放送の制度趣旨である地域に密着したきめ細かな情報提供に逆行することとなること。</p> <p>などの問題を生じさせるものであり、特区という限られた地域であっても実施することは不適当である。</p>										2004020	株式会社エフエムびひろ(50020)	十勝広域コミュニティ放送特区	コミュニティ放送の放送区域制限の特例
040830	電波法における周波数割当計画の変更	B		<p>800/900MHz帯における電子タグについては、現在、総務省で開催中の「ユビキタスネットワーク時代における電子タグの高度利活用に関する調査研究会において、950MHz近辺(950～956MHz)を使用して、電子タグとしての機能、隣接帯域等を利用している他の無線システムへの影響等に関し、実証実験を行うことを提案しているところ。</p> <p>この実証実験の結果を踏まえて、情報通信審議会における技術的条件の審議、電波監理審議会における省令改正等の審議を経て、制度整備を行う予定。(実証実験が良好に進展すれば、平成16年度中に制度整備を行う予定。)</p>										2192010	千葉県(12000)	ITリサイクル特区	電波法における周波数割当計画の変更
040830	電波法における周波数割当計画の変更	B		<p>800/900MHz帯における電子タグについては、現在、総務省で開催中の「ユビキタスネットワーク時代における電子タグの高度利活用に関する調査研究会において、950MHz近辺(950～956MHz)を使用して、電子タグとしての機能、隣接帯域等を利用している他の無線システムへの影響等に関し、実証実験を行うことを提案しているところ。</p> <p>この実証実験の結果を踏まえて、情報通信審議会における技術的条件の審議、電波監理審議会における省令改正等の審議を経て、制度整備を行う予定。(実証実験が良好に進展すれば、平成16年度中に制度整備を行う予定。)</p>										2193010	千葉県(12000)	電子タグ活用流通特区	電波法における周波数割当計画の変更
040840	構内無線局の免許手続きの緩和	E-C		<p>電子タグの情報の読取・書込機(リーダー/ライター)の設置については、一定の出力(周波数ホッピング方式の場合、最大300mW)以下であれば、技術適合証明を取得することにより無線局免許の取得を不要としている。したがって、「通常、構内無線局の免許が必要となる。」との理解は事実誤認であり、免許手続きの緩和を図っているところである。</p> <p>ただし、上記出力を超える大きな出力を要するものについては、無線LANその他の無線システムとの混信を回避する観点から、運用場所を限定し、構内無線局の免許を必要としている。</p>		提案者の要望は、「電子タグ関連利用設備については、すべて高周波利用施設として位置づけるなど、免許手続きの緩和を図られるよう要望する。」というものであり、要望を実現できないか、再度検討し、回答されたい。	E-C		<p>要望で示されている13.56MHz帯については、他の無線システムに妨害を与えるおそれがないとの検討結果を踏まえ、国際電気通信連合無線通信規則においてISM(産業科学医療用)バンドとされている周波数帯であること、また、磁界を利用した極めて近傍での利用形態であることから、一定の基準等を満たすワイヤレスカードシステムは高周波利用設備に該当するものである。</p> <p>その他の電子タグについては、同無線通信規則においてISM(産業科学医療用)バンドとされていない周波数を利用する場合があり、また、電波を利用した通信距離が長く、同じ周波数を利用する無線LAN等の他の無線システムに妨害を与えないように周波数を共用する必要がある。したがって、全ての電子タグを高周波利用設備とすることは困難である。</p> <p>なお、電子タグの利用促進を図るため、一定の出力(周波数ホッピング方式の場合、最大300mW)以下であれば、技術基準適合証明を取得することにより無線局免許の取得を不要とし、免許手続きの緩和を図っており、この出力を超える大きな出力を要するものについては、無線LANその他の無線システムとの混信を回避する観点から、運用場所を限定し、構内無線局の免許を必要としているところである。</p>					2193020	千葉県(12000)	電子タグ活用流通特区	構内無線局の免許要件の見直し



総務省再々検討要請

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	9.その他	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の分類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の分類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
040850	無線LANの出力基準の緩和(2.4GHz帯)	C		2.4GHz帯を使用する無線LANシステムは、現在200万台を超えると推定されており、その使用台数は今後も増加の一途をたどるものと想定される。当該無線LANシステムについては、産業界からの要望を踏まえ、情報通信審議会(諮問第2001号「2.4GHz帯を使用する無線システムの高度化に必要な技術的条件」)において、通信距離を伸ばすための方策等について検討を行った。その結果、既存無線システムへの混信を増加させないためには、混信を与える面積を従来と同程度に抑えることが必要とされ、等価等方輻射電力を増加させる場合には、空中線半角を制限することにより面積を同程度に抑えることが適当であるとされた(情報通信審議会答申、平成13年9月25日)。この答申を基に、平成14年2月に電波関係法令の改正を行い、空中線利得を12.14dB(空中線電力は従来と同様であり、等価等方輻射電力に換算して4.16Wの出力、なお、空中線半角の制限あり。)まで向上させた設備を無線局免許不要で使用することを可能とした。空中線半角等の条件を付さずに出力のみ増大させた場合、混信を与える面積は空中線電力の増加に従って拡大し、それだけ多くの混信を生じさせることになる。この場合、小さな出力で同じ周波数を使用している既存の無線LAN、RFID及びアマチュア無線に対して、従来に比べ遠距離から混信を与えることになり、オフィス、家庭での無線LAN、喫茶店、駅、ホテル等におけるホットスポットサービス、物流管理用のRFID等に大きな影響を与えることになる。したがって、このような送信出力の増加については、混信を回避する方策がある訳ではないことから、実現することは困難である。										2214010	東京大学国際・産学協同研究センター(50030)	医療画像無線伝送電波特区	無線LANの出力基準の緩和(2.4GHz帯)
040860	無線LAN等の周波数帯域の拡大(5GHz帯の更なる利用拡大)	B D-3		世界無線通信会議における無線LAN等への追加分配(平成15年7月)を受け、当該帯域を使用するレーダー等の既存無線局との調和を図りつつ無線LAN等の導入に向けた検討を行い、情報通信審議会に諮問することとする。		対応時期及び追加配分する周波数帯について明確にされたい。			世界無線通信会議において、無線LAN用に5.3GHz帯(主に屋内使用)及び5.7GHz帯が追加分配されたことから、当該帯域を使用するレーダー等の既存無線局との周波数共用について調整に目途がついた段階で、速やかに情報通信審議会において検討を開始する予定である。				2214020	東京大学国際・産学協同研究センター(50030)	医療画像無線伝送電波特区	無線LAN等の周波数帯域の拡大(5GHz帯の更なる利用拡大)	
040870	マイクロ波固定通信回線が存在する地域での5GHz帯無線アクセスシステムの免許	D-1		5GHz帯無線アクセスシステムに割り当てられている周波数のうち、4.9~5.0GHzについては、マイクロ波帯固定局(電気通信事業者による長距離中継回線として利用)と同一周波数帯となるため、これに混信を与えないように5GHz帯無線アクセスシステムを設置することが不可欠である。 総務省としては、5GHz帯無線アクセスシステムの需要に対応するため、こうした長距離中継回線に利用されている固定局のうち4GHz帯(3.6~4.2GHz)及び5GHz帯(4.4~5.0GHz)について、2012年までに光ファイバ等に移行することとして周波数割当計画を変更したところであり(平成14年9月)、この中で4.9~5.0GHzについては先行的に2007年までに移行を行うこととしており、更に、都市部における早期導入を図るため、当該周波数帯を使用するマイクロ波固定局について、光ファイバ等への移行を前倒しする方向で検討しているところ。 また、この4.9~5.0GHzを使用する既存固定局の周波数移行を行う間、5GHz帯無線アクセスシステムの早期導入のニーズに応えるため、5.03~5.091GHz(航空機着陸システム用に国際的に共通に確保されている周波数帯)についても割り当てたものであり、これにより、4.9~5.0GHzを使用する固定局が存在している地域においても、当該周波数帯を使用するシステム設置を行うことが可能である。										2214030	東京大学国際・産学協同研究センター(50030)	医療画像無線伝送電波特区	無線LAN等の固定通信利用の許可(5GHz帯)
040880	陸上移動無線局の有効期間の延長並びに有効期間満了日の弾力化	C		無線局の免許に有効期間を設けている理由は、電波の公平かつ能率的な利用の確保の観点から周波数の再配置が必要になったときに円滑に対応できるようにするためであるが、提案のように、特区において特定の無線局の免許の有効期間を延長すれば、周波数の再配置が必要になったときにこれを長期化・複雑化させることになる。 なお、提案理由として無線局の適正な維持管理に努めていることが挙げられているが、これは無線局の運用上当然必要なことである。 また、免許の有効期間の満了日を統一している理由は、再免許の一括処理の利便性を考慮し、当該無線局の再免許の審査及び周波数の再配置を容易にするためである。なお、再免許申請手続が同年度内に完了すれば財務負担が軽減されるとのことであるが、再免許に係る財務負担は、手続が同年度内に完了するかしないかに左右されるものではないと考える。 したがって、電波の公平かつ能率的な利用を確保するため、提案される免許の有効期間の延長及び有効期間の満了日の弾力化は困難である。										2007010	前橋広域消防本部	無線局再免許申請手続弾力化特区	陸上移動無線局の有効期間の延長並びに有効期間満了日の弾力化(総務省)

総務省再々検討要請

2.管理コード	3.規制の特例事項名	6.措置の分類	7.措置の内容	8.措置の概要(対応策)	9.その他	11. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再検討要請	12. 「措置の分類」の見直し	13. 「措置の内容」の見直し	14. 各省庁からの再検討要請に対する回答	15. 各省庁からの回答に対する構造改革特区推進室からの再々検討要請	16. 「措置の分類」の見直し	17. 「措置の内容」の見直し	18. 各省庁からの再々検討要請に対する回答	規制特例提案事項管理番号	提案主体名	特区計画の名称	規制の特例事項(事項名)
040890	電力線搬送通信の実証実験の容認	D - 3		2MHz～30MHzの周波数を使用する電力線搬送通信について、平成15年度中に、漏洩電波を低減する技術を検証するための実証実験を実施できるよう措置する。(基本方針の別表2の420)										1015010	横浜市(14100)	京浜臨海部再生特区	電力線搬送通信に関する規制緩和
040900	実験用無線局の開設要件の緩和	B D-3		<p>総務省では、電波有効利用技術開発を促進するため、実験無線局の開設を推進することは重要な課題であると認識しており、現在、既存無線局への混信が発生しないことを前提として、免許期間を一年程度の短期間の実験局について、周波数の確保やその開設に要する手続きの簡素化、処理期間の短縮等により、これまでより容易に開設ができるようするなど、大幅な規制緩和の実施に向けた制度整備を進めているところ。(平成15年度中に実施予定。)</p> <p>ただし、実験局は、今までに存在しない送信方式について技術的に検証する無線局であることから、たとえ短期間で地域を限定し、出力、周波数帯等について一定の条件を設けたとしても、広範な地域において多大な支障を及ぼす懸念があるので、総務大臣による必要最小限のチェックが必要であり、免許制度を採用しているところ。かかる観点から、実験局免許については、届出制とすることは適当でない。</p>		提案者の要望は、「短期間免許であっても免許取得にかかる負担は大きいことから、免許に準ずる届出制を創設する。」というものであり、要望を実現できないが、再度検討し、回答されたい。	B D-3		<p>総務省では、電波有効利用技術開発を促進するため、実験無線局の開設を推進することは重要な課題であると認識しており、現在、既存無線局への混信が発生しないことを前提として、免許期間を一年程度の短期間の実験局について、周波数の確保やその開設に要する手続きの簡素化、処理期間の短縮等により、これまでより容易に開設ができるようするなど、大幅な規制緩和の実施に向けた制度整備を進めており、免許取得にかかる負担は大幅に軽減される予定。(平成15年度中に実施予定。)</p> <p>ただし、実験局は、今までに存在しない送信方式について技術的に検証する無線局であることから、たとえ短期間で地域を限定し、出力、周波数帯等について一定の条件を設けたとしても、広範な地域において多大な支障を及ぼす懸念があるので、総務大臣による必要最小限のチェックが必要であり、免許制度を採用しているところ。かかる観点から、実験局免許については、届出制とすることは適当でない。</p>				2242130	東京都(13000)、神奈川県(14000)、横浜市(14100)、川崎市(14130)	東京湾岸地域における経済特区	実験用無線局の開設要件の緩和	
040910	市関係団体の文書を配布するための郵便法の事業独占規定の適用除外	C		<p>市の行政連絡員が市関連団体の信書を送達する行為は、郵便法第5条第2項に規定する他人の信書の送達に該当するので、日本郵政公社又は信書便事業の許可を受けた者以外には行うことができない。</p> <p>これは、国民の基本的通信手段である信書の送達は、その秘密を保護するとともに、全国あまねく公平に提供されることを確保することの重要性にかんがみためである。</p> <p>したがって、この範囲を超えて他人の信書の送達をする行為は認められない。</p> <p>なお、郵便法第5条第2項は、市の行政連絡員が市の関連団体の広報紙等信書に該当しない文書を配布する行為まで禁止しているものではない。</p>		提案者の要望は、市が委嘱する行政連絡員が、現に配布している市の行政文書と一括して市関連団体が発する文書も配布することにより、市と住民との連絡を密にし、行政効果を高めることを目的とするものであり、この点を踏まえ、要望を実現できないが、再度検討し、回答されたい。	C		<p>国民の基本的通信手段である信書の送達は、その秘密を保護するとともに、全国あまねく公平に提供されることを確保することが重要であるが、その事業はクリームスキミング(いいとこどり)に極めて脆弱な性格を有している(効率的な取扱いが可能なものだけを取り扱う事業者の存在は国民に対するユニバーサルサービスの提供を困難にする)ため、日本郵政公社又は信書便事業の許可を受けた者以外には行うことができないこととしているもの。</p> <p>したがって、行政連絡員が郵便法第5条第2項に規定する他人の信書を送達することは、信書送達に関するユニバーサルサービスの確保の観点から認められない。</p> <p>なお、郵便法第5条第2項は、市の行政連絡員が市の行政文書と一括して市関連団体の信書に該当しない文書を配布することまでも禁止しているものではない。</p>				2136010	蕨市(11223)	行政連絡員特区	市関係団体の文書を配布するための郵便法第5条第2項の事業の独占の規定の適用除外	